

人事部発1876号
2020年10月20日

関係者各位

人事部長
広報部長

過重労働に対する当社内での対応に関する経緯報告書

2020年10月13日に発生した過重労働への対応について報告いたします。

記

発生日時

2020年(令和2年)10月13日

発生場所

東弊重工株式会社本社ビル内

内容

人事部兼広報部所属の20代職員が定時後に令和2年度募集内定者の内定通知の発送及び広報部において実施されたプレゼント企画の梱包・発送作業を一人で行っており、約4時間の時間外勤務を行っていた。その際、作業風景をSNSに投稿していた。

対応

当該社員には、社員就業規則第3章第8条3項及び4項に抵触する行為ではなかったが限りなく近い行為であったため、口頭での注意を行いました。

当該社員には、4時間分の時間外勤務手当及び2時間分の深夜勤務手当を次の給料日に支払うことを約束しました。

再発防止策として、『報・連・相の徹底』と『適宜適切な労務管理』を実施するよう各部署の部長職以上の職員に30分程度の指導を行いました。

以上